

射水市パブリック・コメント手続に関する要綱

平成 21 年 2 月 19 日

告示第 18 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関する基本的事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」とは、市の重要な施策の形成過程において、その施策に関する計画等の趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事業に利害関係を有するもの

(対象)

第 3 条 パブリック・コメント手続の対象は、次の各号に掲げるもの（以下「施策等」という。）とする。

- (1) 基本構想等市の基本的施策を定める計画の策定又は重要な変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、施策等が次の各号のいずれかに該当

する場合は、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微な場合
- (2) 市長の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合
- (4) 法令等の規定に基づき、意見聴取を行う場合
- (5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び市長が設置するこれに準ずる機関がパブリック・コメント手続に準じる手続又はパブリック・コメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行う場合
- (6) パブリック・コメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行う場合
（策定案等の公表）

第5条 市長は、第3条各号に規定する施策等の策定をしようとするときは、あらかじめ当該施策等の策定案を公表するものとする。この場合において、公表に当たっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 策定案の名称
- (2) 策定案等に係る資料
- (3) 意見等の提出先
- (4) 意見等の提出方法
- (5) 意見等の提出期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、意見等の提出に関し必要な事項

2 前項の場合において、同項第2号の資料とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 策定案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 策定案の概要
- (3) 策定案を立案する際に整理した市長の考え方及び論点
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民が策定案を理解するために必要な資料

3 前2項に規定する公表は、市長が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により行うものとする。この場合におい

て、市長は、市民が施策等の案を容易に入手できるように配慮するものとする。

（意見等の受付）

第6条 市長は、施策等の案の公表の日から起算して1月以上の期間を設けて、施策等の案についての意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急の場合は、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市長が指定する場所への書面の持参

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める方法

3 市民等は、意見等の提出に際し、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明記するものとする。

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第7条 市長は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 市長は施策等の意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を市のホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により公表しなければならない。ただし、射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する市長の考え方

(3) 施策等の案を修正した場合における当該修正内容

（一覧表の作成）

第8条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件についての一覧表を作成し、市ホームページを利用した閲覧等の方法により公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に意思決定過程にある施策等については、この告示の規定は適用しない。